

議案第26号

令和6年度基山町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度基山町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124,627千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,964,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月7日提出

基山町長 松田 一也

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		104,661	373	105,034
	1 議会費	104,661	373	105,034
2 総務費		1,956,375	117,277	2,073,652
	1 総務管理費	1,782,708	121,890	1,904,598
	2 徴税費	95,236	△5,853	89,383
	3 戸籍住民基本台帳費	76,169	1,193	77,362
	5 統計調査費	942	47	989
3 民生費		3,066,749	△12,899	3,053,850
	1 社会福祉費	1,698,044	△8,943	1,689,101
	2 児童福祉費	1,368,403	△3,956	1,364,447
4 衛生費		694,701	33,620	728,321
	1 保健衛生費	247,199	33,620	280,819
6 農林水産業費		101,543	△5,171	96,372
	1 農業費	88,171	△5,200	82,971
	2 林業費	13,372	29	13,401
7 商工費		111,335	6,412	117,747
	1 商工費	111,335	6,412	117,747
8 土木費		880,378	△17,906	862,472
	1 土木管理費	35,169	△1,993	33,176
	2 道路橋梁費	575,724	187	575,911
	3 都市計画費	43,975	1,388	45,363
	5 住宅費	62,682	△17,488	45,194
9 消防費		306,936	822	307,758
	1 消防費	306,936	822	307,758
10 教育費		981,916	2,443	984,359
	1 教育総務費	102,928	409	103,337

第2表

債務負担行為

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
集落支援員人件費	令和7年度から令和8年度まで	8,423千円

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
交通安全対策事業	(千円) 5,800	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街なみ環境整備事業	17,400	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	16,300	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公営住宅建設事業	(千円) 9,700	同上	同上	同上	(千円) 500	同上	同上	同上